

静岡市行政手続条例の一部改正に係る意見の募集について

静岡市行政手続条例の一部改正について、意見を募集します。改正内容や意見の募集期間等は以下のとおりです。

1 条例改正の趣旨と内容

(1)意見公募手続の見直し

現在、静岡市には、市が実施する施策等に関し市民の皆さんの意見を聴取し、反映する制度（パブリックコメント等）として、次の2つの制度があります。

	市民参画手続	意見公募手続
根拠	静岡市市民参画の推進に関する条例	静岡市行政手続条例(以下「行政手続条例」といいます。)
対象	条例、計画等の施策(※) ※「施策」は規則等を含むが、規則等については意見公募手続を実施してきた。	市の行政立法(規則、審査基準、処分基準、行政指導指針等のように、市長等の執行機関が定めるルールの一部)
具体的な手法	・原則としてパブリックコメント ・その他に意見交換会、市民ワークショップ、審議会等を組み合わせて実施	パブリックコメントのみ

これらの制度のうち、意見公募手続の対象となる市の行政立法(規則等)の多くは、様式などの実務的な細目を定めるものであり、市民の皆さんにとってあまり身近な内容でないもの、市民の皆さんの生活にほとんど影響を与えないものも少なくありません。

そのため、意見公募手続を実施しても、意見が全く提出されないことも少なくないのですが、それにもかかわらず、その実施等には相応の時間と労力を要しています。

また、市民参画手続と意見公募手続という2つの異なる制度があることは、非常に紛らわしく、問合せの際などに2つの制度が混同されることもあり、わかりにくいといえます。

そこで、静岡市では、現在、行政手続条例を改正して、意見公募手続を廃止することを検討しています。

仮に、意見公募手続を廃止した場合でも、市の行政立法(規則等)のうち、市民の皆さんの関心が高く、又は市民生活に与える影響が大きいと考えられるものについては、引き続き存続する市民参画手続により意見を聴取することになります。

(2)公示の方法による聴聞の通知のデジタル化

市長等の行政庁が不利益処分をしようとする場合には、原則として、不利益処分の名宛人となるべき者について聴聞をしなければならず、その者の所在が判明しない場合は、聴聞の通知を公示の方法により行うことになっています(行政手続法(平成5年法律第88号)第13条及び第15条並びに行政手続条例第13条及び第15条を参照)。

この聴聞の通知を公示の方法により行う場合、現在は、公告文を市の掲示場に掲示して

いますが(行政手続法第15条第3項及び行政手続条例第15条第3項)、令和8年に、行政手続法が改正され、法律又は法律に基づく命令に基づく不利益処分をしようとする場合について、公示の方法による聴聞の通知の方法をデジタル化することが予定されています(具体的には、インターネットなどを利用して公示することができるようになります。)

そこで、静岡市では、現在、行政手続条例を改正して、条例又は規則に基づく不利益処分をしようとする場合についても、公示の方法による聴聞の通知の方法を同様にデジタル化することを検討しています。

2 条例の施行日

令和8年4月1日を予定しています(令和8年2月市議会定例会に上程予定。)

3 意見募集期間

令和7年11月4日(火)～令和7年12月5日(金) ※必着

4 意見提出方法(次のいずれか)

- ▶ 郵送または持参 「意見応募用紙」に記入し、下記5に郵送または持参してください
- ▶ FAX 「意見応募用紙」に記入し、下記5にFAXでお送りください
- ▶ 電子申請フォーム 応募用フォームで提出してください ➡



5 問い合わせ先

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

静岡市役所 静岡庁舎9階 総務局コンプライアンス推進課 行政手続・審理係

電話 054-221-1504 FAX 054-205-1377